**柏市生活支援短期宿泊助成事業案内**

**１　事業内容**

　一時的に養護する必要がある高齢者等に対し生活支援短期宿泊を行う社会福祉法人に対して当該生活支援短期宿泊に係る費用の一部（宿泊１日につき４，１００円）を助成します。

**２　助成対象となる利用者**

　(1) 体調の調整を必要とする一人暮らしの高齢者であり，要支援・要介護認定を受けていない者

　(2) 養護老人ホーム等への入所を希望し，短期宿泊を利用しようとする高齢者

　(3) 居宅で養護を受けることができない高齢者であり，要支援・要介護認定を受けていない者

　(4) 老人福祉法第11条第１項第１号の規定による入所をする前に短期宿泊を利用しようとする高齢者等

　《参考》助成対象外となる例

　　・伝染病疾患を有する者

　　・精神障害等により，養護老人ホーム等の入所者等に著しい迷惑を及ぼすおそれのある者

　　・疾病等により，医療機関において入院治療を要する者

**３　事業者指定基準**

　柏市内に養護老人ホーム又は軽費老人ホームを設置する社会福祉法人

**４　指定申請**

電子申請フォームに必要事項の記載及び必要書類の添付を行うことにより申請してください。申請区分による必要添付書類は以下のとおりです。

　なお，「市様式」としているものは市オフィシャルウェブサイト上に掲載しておりますので，ダウンロードしてご利用ください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 添付書類 | 様式 | 新規 | 変更 | 更新 |
| 1 | 柏市債権者登録申出書 | 市様式 | ○ | △ | - |

※上表「△」は，内容に応じて必要となります。

　・債権者登録申出書…事業所名，所在地，代表者名，口座に変更がある場合に提出してください。

**５　利用の流れ**

(1) 市が申請のあった利用者に対し，決定通知とともに指定事業者の一覧と利用券を送付します。

(2) 利用者は，指定事業者一覧から事業者を選び，助成対象者である旨を告げた上で電話予約を行います。

(3) 事業者は，短期宿泊助成要件及び施設の空き状況を確認した上で，生活支援短期宿泊を行います。

　※要件に該当しない場合は，利用できない旨を利用者に伝えてください。

(4) 退所時，事業者は利用者から利用券及び宿泊日数に応じて食費（１日当たり施設の定める額）及び滞在費（１日当たり３８０円）を受領します。

　※利用券は１年度につき１０枚を上限として利用可能です。

(5) 指定事業者は，利用者より回収した利用券，実績報告書および請求書を市へ提出（郵送可）し，助成金を請求します。

(6) 市は後日，指定口座へ助成金を振り込みます。

**６　請求時の注意事項**

　(1) 利用者から回収した利用券へ，事業者名や利用日など必要事項が漏れなく記載されていること。

　(2) 実績報告書に記載の利用日，利用料金及び利用券枚数等に誤りがないこと。

　(3) 請求書に記載の請求金額に誤りがないこと。

　(4) 請求書一式（利用券，実績報告書及び請求書）は必ず利用月の翌月１０日までに１カ月分まとめて提出すること。

**７　その他留意点**

　(1) 監督官庁の指導を遵守し，事故の防止に万全を期すること。

　(2) 何らかの事故が発生した場合は，適切な処置を行うとともに速やかに市へ報告すること。

　(3) 業務上知り得た秘密や個人情報を業務の目的以外に使用，又は外部に漏らさない等，情報を適切に管理すること。

　(4) 利用者の異常を発見した場合は，救急搬送の要請等，速やかに必要な措置を取るとともに，市へ報告すること。

　(5) 利用者に関する記録及び利用者から受領した利用券について，利用が完結した日から２年間保存すること。

　(6) 感染症拡大防止等の理由により受け入れを停止または再開する場合は，市に報告の上行うこと。

**８　問い合わせ先**

　　柏市高齢者支援課　介護サービス担当

　　〒２７７－８５０５　柏市柏五丁目１０番１号

　　電話０４－７１６７－１１３５（直通）